

# 「特許法等の一部を改正する法律」の概要

## 1. 背景

▶ 今後10年で世界最高の「知的財産立国」を目指すこととしている「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」(いずれも平成25年6月閣議決定)の着実な実行のためには、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤の早急な整備が必要。

## 2. 改正法の概要

▶ 国際的な制度調和の観点も踏まえ、特許法(救済措置の拡充及び特許異議の申立て制度の創設)、意匠法(複数国に意匠を一括出願するための規定の整備)、商標法(保護対象の拡充及び地域団体商標の登録主体の拡充)等の改正による制度的基盤の整備を行うとともに、弁理士法(弁理士の使命の明確化・業務の拡充)の改正による人的基盤の整備を行う。

## 3. 措置事項の概要

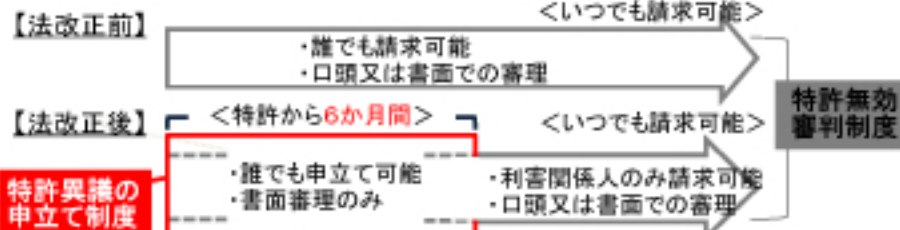
### A. 特許法の改正

#### (1) 救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、**出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする**等の措置を講ずる【第108条第4項等】(実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法にも同様の措置を講ずる)。

#### (2) 特許異議の申立て制度の創設

**特許権の早期安定化**を可能とすべく、特許異議の申立て制度を創設する【第5章】。



### B. 意匠法の改正

#### ○複数国に意匠を一括出願するための規定の整備

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(加入を検討中)に基づき、**複数国に対して意匠を一括出願**するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図る【第6章の2】。



### C. 商標法の改正

#### (1) 保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている**色彩や音**といった商標を我が国における保護対象に追加する【第2条第1項】。

#### (2) 地域団体商標の登録主体の拡充

**商工会、商工会議所及びNPO法人**を商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る【第7条の2第1項】。

#### 【海外での我が国企業の商標の登録例】

・色彩の商標  
トンボ: MONO 頂上 ゴム (欧州での登録)

・音の商標  
久光製菓 (欧州での登録)



#### 【普及が進む地域ブランドの例】

・香川県小豆島の小豆島オリーブオイル (NPO法人小豆島オリーブ協会)



### D. 弁理士法の改正

#### ○弁理士の使命の明確化・業務の拡充

「知的財産に関する専門家」としての**弁理士の使命**を弁理士法上に明確に位置づける【第1条】とともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化【第4条第3項第3号】等を行う。

### その他

#### ○手数料の納付手続の簡素化【国際出願法の改正】

国際的な法制度に基づき特許の国際出願をする場合の**他国の特許庁等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括で納付**するための規定の整備を行う【第18条】。